

2019年12月9日
2020年4月1日（更新）
2020年12月28日（更新）
中部電力ミライズ株式会社

2012～2016年度に太陽光発電設備のFIT認定を取得された発電事業者さまへ（お知らせ）

【2020年12月28日更新】2016年度の扱いについて追記しました。

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁より、2020年12月1日に公表されました「事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について」等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

- ・2016年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに当社と接続契約を締結、または同日までに当社から接続の同意を得ており、かつ、後述2「認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限」の期限までにFIT制度による再生可能エネルギー電気の供給を開始していない発電事業者様
- ・2012～2015年度に10kW以上の太陽光発電設備のFIT認定を取得され、2016年7月31日までに当社と接続契約を締結、または同日までに当社から接続の同意を得ており、FIT制度に基づく再生可能エネルギー電気の供給を開始しておらず、かつ、これまでに系統連系工事着工申込書を提出していない発電事業者様

※当該方針により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については資源エネルギー庁HP「なっとく！再生可能エネルギー」をご確認ください。

URL: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_mikado.html

2 認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限

当該方針に係るご提出期限は次のとおりです。

（1）2016年度認定の場合

ア 2,000kW未満の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに中部電力パワーグリッド株式会社（以下「中部電力パワーグリッド」といいます。）が系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますが、当社と特定契約を締結されている発電事業者様は当社へご提出いただく必要がございます。このため、2021年1月29日までに、当社から中部電力パワーグリッドへ系統連系工事着工申込書を提出する必要がございますので、発電事業者様におかれましては、2021年1月22日までに当社へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

イ 2,000kW以上の太陽光発電設備の場合

認定時の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに中部電力パワーグリッドが系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますが、当社と特定契約を締結されている発電事業者様は当社へご提出いただく必要がございます。このため、2021年2月26日までに、当社から中部電力パワーグリッドへ系統連系工事着工申込書を提出する必要がございますので、発電事業者様におかれましては、2021年2月19日までに当社へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

(2) 2012年度から2015年度認定の場合

ア 2,000kW未満の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2018年度の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに中部電力パワーグリッドが系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますが、当社と特定契約を締結されている発電事業者様は当社へご提出いただく必要がございます。このため、2021年1月29日までに、当社から中部電力パワーグリッドへ系統連系工事着工申込書を提出する必要がございますので、発電事業者様におかれましては、2021年1月22日までに当社へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

イ 2,000kW以上の太陽光発電設備の場合

着工申込みが未受領の場合で、2018年度の調達価格の適用を希望される場合は、2021年3月31日までに中部電力パワーグリッドが系統連系工事着工申込書を受領することが必要となりますが、当社と特定契約を締結されている発電事業者様は当社へご提出いただく必要がございます。このため、2021年2月26日までに、当社から中部電力パワーグリッドへ系統連系工事着工申込書を提出する必要がございますので、発電事業者様におかれましては、2021年2月19日までに当社へご提出いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

※当社への系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、前述の各ご提出期限を超えた場合、中部電力パワーグリッドの定める各系統連系工事着工申込の期限までの提出を保証いたしかねますのでご注意ください。

※系統連系工事着工申込書は、発電設備の設置場所ごとに、「5 提出先」へ郵送にてご提出下さい。

3 留意事項

(1) 本お知らせの当社への「提出」とは、郵送により当社に系統連系工事着工申込書が届くこと、また、「受領」とは、中部電力パワーグリッドがその内容に不備がない旨を確認したことを指します。2「認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限」の期限までに系統連系工事着工申込書をご提出いただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合および工事費負担金のお支払いが完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書をご提出いただくこととなりますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満たした上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いいたします。

また、改めて系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、2「認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限」の期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることを保証いたしかねますので、ご注意ください。

なお、事業承継等で、お客さま（発電事業者さま）の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、当社および国への変更手続きをお願いいたします。

- (2) 系統連系工事着工申込書のご提出後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を当社へご提出いただく必要がございます。改めて系統連系工事着工申込をご提出いただいた日が、2「認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限」の期限を超えた場合は、認定時の調達価格の適用対象となることを保証いたしかねますので、ご注意ください。
- (3) 系統連系工事着工申込書の受領日は、中部電力パワーグリッドが系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (4) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2「認定時の調達価格等の適用を希望される場合のご提出期限」の期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、中部電力パワーグリッドによる系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書のご提出が必要となります。
- (5) 系統連系工事着工申込書の受領後、改めて系統連系に係る技術検討等が実施されます。系統連系開始予定日につきましては、技術検討実施後に確定いたしますので、(3)の受領日の連絡とは別に後日お知らせする場合があります。
- (6) 系統連系予定日を回答後、中部電力パワーグリッドは系統連系工事を開始するため、工事中断の申し出や工事完了後に取下げをされた場合は、工事中断で発生した損害および取下げによる現状復帰に要する費用を発電事業者さまから申し受ける場合があります。
- (7) 当社以外の買取事業者に売電予定の場合の具体的なご提出期限については、当該買取事業者にお問い合わせください。
- (8) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご了承ください。

4 申込書

・[系統連系工事着工申込書](#)

(書類のタイトルをクリックいただくとデータのダウンロードができます)

5 提出先

〒460-0004 愛知県名古屋市中区新栄町2丁目9 スカイオアシス栄ビル11階
中部電力ミライズ株式会社 契約サービスセンター 着工申込書係

以上

本件に関するお問い合わせ先

中部電力ミライズ株式会社 契約サービスセンター

電話番号：050-7771-0284

受付時間：9:00～17:00

(土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)を除く)